

令和6年度鹿沼市立川上澄生美術館展示等のイベント開催時における
移動販売車等の募集要項

1 目的

美術館展示等イベント時の、来観者へのサービス向上と移動販売車等の出店による文化ゾーンのにぎわいの創出とともに館の魅力向上を図るため。

2 概要

本要項は美術館展示等のイベント開催時における移動販売車（販売営業車又は調理営業車）等の出店を対象とする。

移動販売車等として、鹿沼市立川上澄生美術館周辺文化ゾーン（以下、「美術館周辺文化ゾーン」という。）で1日数台程度募集する。

応募する際は、美術館の利用状況および周辺施設等を把握するためにも、事前に現地の下見をすること。

出店については別途美術館と協議することとする。

(1) 出店場所 美術館周辺文化ゾーン（位置図別途）

※ 1日あたりの来観者件数：40人程度（イベント時）

※ 周辺施設（鹿沼市立図書館、文化活動交流館、商工会議所等）

(2) 指定する用途

美術館周辺文化ゾーンでの売店及び飲食店等としての移動販売車等。

(3) 販売品目

酒類を除く飲食物（自動車関係の営業（調理営業・販売業）で栃木県の保健所より許可を得ているもの）、その他。ただし、残り汁等の残飯が想定されるものは、販売を禁止する。

その他の品目を販売する場合は、美術館と協議の上、販売に適切であると判断したもの。

また、人体に害のある可能性がある飲食物の販売は認めない。

(4) 美術館への協力

美術館入館者の増加のための協力を行う。

3 営業可能日

営業できる日は、美術館展示等のイベント開催時。

なお、次に掲げる場合には、営業を認めない、又は出店の許可を取り消す場合がある。

(1) 催事等の実施により、出店を認めることが困難と市が判断したとき。

(2) 緊急の工事等により、支障があると市が判断したとき。

(3) 災害対応、感染症防止等の措置を講じる必要があると判断したとき。

(4) その他、市が判断したとき。

- (5) 上記により、出店の許可を取り消した場合には、使用料については還付する。
ただし、材料費、人件費、売上げなど一切の損失については、補填或いは保証はいたしません。

4 営業可能の時間

午前10時から午後4時まで（午前9時00分から準備可能。片付け後、午後5時までに敷地内から退出する。）

ただし、イベント内容により変更することがある。

5 販売が可能な商品及びサービス

- (1) 飲食物については、栃木県の保健所の許可を得た移動販売車等とする。
- (2) その他の商品についても、許可条件がある場合、その許可を得ている商品及びサービスとする。
- (3) イベント、企画等によりその内容を見直すことがある。

6 出店資格と制限

- (1) 出店に必要な許可基準・出店者の資格要件
(食品を販売する場合は、次に掲げるすべてを満たしていることが必要です。)
 - ① 飲食物を販売品目とする場合は、食品衛生責任者の資格及び自動車による食品営業に係る営業許可（調理営業又は販売業若しくはその両方。）を有すること。
 - ② 販売品目に応じて、食品衛生責任者又はそれに代わる資格を有すること。
 - ③ 出店期間内において営業許可書の期限が有効であること。
 - ④ 生産物賠償責任保険（PL保険等）に加入している者。
 - ⑤ 移動販売車は出店者が所有権を持っているものに限り、レンタル車での出店はできない。ただし、リース車で出店する場合は、車検証の使用者と営業許可証の名義が同一である場合に限り可能とする（使用者および名義が、法人と法人に雇用されている個人の間の場合には同一とみなす。）。
 - ⑥ 車検が有効期限の満了日を過ぎていないこと。
 - ⑦ その他、営業に必要な許可や資格及び市が必要とする要件を有する者。
- (2) 出店者の制限等
(出店する法人又は代表者若しくは個人が次に該当する場合には、出店できません。)
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当する者。制限能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者）、破産者であって、復権していない者。

- ② 銀行取引停止処分を受けている者
- ③ 懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
- ④ 禁錮以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって拘留又は起訴された者で判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者。
- ⑤ 国税及び地方税を滞納している者。
- ⑥ 政治性、宗教性のある事業者。
- ⑦ 公序良俗に反する者及び各種法令等に違反している者。
- ⑧ 美術館を含む周辺施設の円滑な運営に支障をきたす又はその恐れがある者。
- ⑨ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147第8条第2項第1号）の処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体及びその代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者であったと認められる者。
- ⑩ 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者。
- ⑪ 暴力団関係者及びその繋がりがあるとされる者。
- ⑫ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれら協力者であると認められる者。
- ⑬ 暴力団員（鹿沼市暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものであるおそれがあると市長が認める者。
- ⑭ 過去3年以内に、食品衛生法に基づく行政処分を受けた者。

7 出店に際しての料金

1㎡につき1日、43円とする。美術館周辺文化ゾーンにおいて使用する面積は、原則1台あたり10㎡とし、1日あたり430円とする。

- ① 使用する面積（1台あたり10㎡）には、キッチンカー等だけでなく、のぼりやゴミ箱の設置にかかる面積を含むものとする。
- ② 料金は、行政経営課の発行した納付書により、指示する期日までに納入すること。（納入した使用料は原則として返還しない）
- ③ 仕入費、人件費、交通費、光熱水費、燃料費等その他必要とされる一切の経費は、出店事業者の負担とする。
- ④ 美術館諸設備経費を別途徴収することがある。

8 求める移動販売車のコンセプト

- ① 美術館の環境に調和した営業車であること。

- ② 子供から高齢者まで様々な美術館及び美術館周辺施設利用者にとって魅力的運営であること。

9 キッチンカーの許可基準・条件等

美術館周辺は、文化ゾーンであることから、自然、環境、景観への配慮が必要ですので、キッチンカー等の許可基準については、次に掲げるすべてを満たしたものとします。

- (1) 許可方法
地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づく行政財産使用許可とする。
- (2) 許可対象
美術館周辺文化ゾーンで1区画につき原則1台（車体の平面積が10㎡以内）。申請することにより変更を可能とするが、出店車両の営業許可証、車検証などは事前に提出すること。）
- (3) 許可期間
 - ① 令和6年7月から令和7年3月30日（日）のうち、美術館展示等のイベント開催時。
ただし、期間内であっても変更することがある。
 - ② 原則として午前10時から午後4時まで（午後3時までの設置を必須とする）。ただし、イベント開催時間により変更することがある。
- (4) 許可対象面積
約10㎡（指定する区画内のみとし、大型車両等は許可しない）
- (5) 設備電力、給排水設備を搭載していること。なお、美術館施設の設備等の使用はできないものとする。
- (6) 環境保護 2005年（平成17年）以降の排出ガス規制基準に適合するなど、低公害車両であること。
- (7) 外装華美な装飾でないこと。
- (8) 美術館が許可した場所以外への貼り紙、看板等の表示または掲出は認めない。

10 営業の許可条件

出店にあたり、次に掲げる事項について遵守すること。

- (1) 使用許可時間は厳守すること。なお、完売により閉店する場合の撤収については、美術館の指示を受けること。
- (2) 火気を使用する場合には、出店日前までに消防署と協議し必要な届出及び消化器具の設置をすること。
- (3) 食品衛生法その他関係法令等を遵守し、衛生管理および感染症対策を徹底すること。

- (4) 申請時に登録した販売品目以外の販売はしないこと。
- (5) 出店の申請をした移動販売車等を無断で変更しないこと。
- (6) 美術館に無断で出店を取り止めることはしないこと。なお、出店を取止める場合には速やかに美術館に報告するとともに、自店が利用しているホームページやソーシャルメディア媒体で告知すること。
- (7) 出店に係る権利は、他人に委託し又は譲渡しないこと。
- (8) 移動販売車等及び販売品の搬入、搬出は出店者がおこなうこと。
- (9) 美術館周辺文化ゾーンを移動させるときは、ハザードランプを点滅させ最徐行（5km/h以下）すること。
- (10) 移動等により舗装面、植栽等を破損させないように十分配慮すること。
- (11) 移動等により破損、汚損等を生じさせた場合には、速やかに美術館に届出すること。なお、原状回復の経費等については、出店者が負担すること。
- (12) 施設、器具等の清掃或いは消毒を適宜おこなうこと。
- (13) 購入口に消毒液を設置すること。
- (14) テーブルを使用する場合には、消毒液の設置及びアクリル板やシート等により飛沫防止策を講じること。また、パラソル等を使用する場合は、強風で飛散しないよう重しを置くなど、対策すること。設置箇所については美術館と協議すること。
- (15) 現金の受け渡しには、受け皿を使用するほか、可能な限り電子マネー等の非接触型決済を利用すること。
- (16) 電気及び調理用水および排水タンクなどは、美術館施設等の使用はできませんので、販売に必要なものは全て出店者で用意すること。
- (17) 防火・防災・防犯
 - ① 営業に必要な発電機等が必要な場合には、低公害、低騒音な機器を使用するとともに事故防止に必要な対策を講じるものとし、コード等に人が引っ掛からないよう養生するなど安全に万全を期すこと。
 - ② 出店者は自ら必要な防火・防災対策等を適切に実施すること。火災発生等により美術館に損害を与えた場合は、速やかに弁済する責を負うこと。
 - ③ 出店者は自ら必要な防犯対策を行い、金銭は自己責任において管理すること。美術館は、金品等の盗難等による被害の責任は一切負わない。また、釣銭等は出店者が用意すること。
 - ④ 消防署へ「露店等の開設届出書」の提出をするとともに、発電機など火気を使用する場合は、「発電設備・変電設備等設置届出書」を提出すること。なお、消火器は出店者が用意すること。
- (18) 販売中は、移動販売車等のエンジンは停止すること。
- (19) 出店者は、屋外のゴミ箱を移動販売車等の直近に見やすく設置し、販売によって生じたゴミ等も受け取り、持ち帰り適正に処分すること。なお、排水についても自

店にて管理し持ち帰り適正に処分すること。(美術館及び美術館周辺文化ゾーン内に流さないこと。)

- ① 出店者は、移動販売車等及びその周辺を常に清掃し、清潔を保つことで美術館利用者等が快適に過ごせるよう努めること。
 - ② 美術館及び美術館周辺文化ゾーン内での汁物や油類の廃棄を厳禁とする。
- (20) 従事者には、美術館利用者等に不快な印象を与えることのないよう接客研修をおこなうなど、常に良好なサービスを提供できる体制を整えること。
 - (21) 出店に際しての事故、苦情等については出店者がその責任の一切を負うものとし、迅速に対応すること。また、不測の事態等が生じた場合には、誠実かつ適切な対応をするとともに、その情報を美術館に報告すること。
 - (22) 販売等終了後は、周辺を清掃するとともに原状回復すること。
 - (23) 美術館施設内のトイレは無料で使用可能とする。
 - (24) 美術館及び美術館周辺文化ゾーン内は禁煙とする(電子タバコを含む)。
 - (25) 出店中は許可書を携帯すること。
 - (26) 美術館のニーズ調査のため、販売終了時に販売品目別の売上げを美術館に提出すること。

11 その他事項

- (1) 美術館が実施するアンケート(利用者の声や売り上げ等)に協力すること。
- (2) 市ホームページに出店予定を公表する。
- (3) 美術作品保護のため美術館内での食事はできず、飲み物の持ち込みも水筒やペットボトルなど蓋のあるものに限られるため、来館者に注意を促すこと。
- (4) 美術館周辺文化ゾーンの指定された場所以外に駐車しないこと。
- (5) 雨天等でやむを得ず営業休止又は中止する場合、または、極端に営業時間が短くなる場合は、美術館へ連絡すること。
- (6) 敷地内への車両の出入り及び車両走行の際は、周辺利用者の安全を最優先とし、ハザードランプを点灯させ、速度5 km/h以下で走行すること。
- (7) 出店による事故や苦情等のトラブルは出店者が迅速に対応すること。
なお、発生したトラブル等については、その内容を美術館に報告すること。
- (8) 営業時の呼び込みやBGMは、小音量で来館者や周辺住民等が不快に感じない範囲の音量とし、キッチンカー等の外観やのぼり等について、美術館が風致・景観を害すると判断した場合には是正を求めることがある。
- (9) 申請に虚偽があった場合や許可条件を守らない場合は、市は出店者登録許可を取り消すことがある。なお、使用料は、返還しない。
- (10) 衛生管理を徹底し、販売品の品質を確保すること。また、消費期限の管理を徹底すること。

- (11) 食中毒等の予防のため、保健所による改善指導を行う場合がある。
- (12) 出店者は、賠償保険に加入し、出店に伴い発生した施設の損害及び第三者への損害は、出店者が一切の賠償の責を負うこと。
- (13) 許可内容（美術館周辺文化ゾーンの出店情報等）とは関係のない広告等を行わないこと。
- (14) 本募集要項に定めるもののほか、その他関連法令を遵守すること。
- (15) アレルゲン表示の義務は食品表示法で加工食品に限られているが、各事業者の判断で消費者への配慮を行うこと（正確に把握している品目のみ表示し曖昧な表示を避ける、口頭でアレルギーの有無を確認する、情報管理していない旨の表示をする等）。
- (16) その他不明な点については、美術館と協議すること。

12 提出資料

出店申請時に必要な書類

- (1) 鹿沼市行政財産使用許可申請書
- (2) 露店等の開設届出書
- (3) 食品衛生法に基づく営業許可（写し）（栃木県内の保健所が発行したもの）
- (4) 食品衛生責任者証（写し）
- (5) 生産物賠償責任保険（P L保険等）証券（写し）
- (6) 移動販売車等の写真（前面及び側面とし、ナンバープレートが確認できるもの。）
- (7) 事業概要書（様式問わず・法人にあつては、定款を添付してください。会社案内でも可能）
- (8) 移動販売車等の写真画像（ナンバープレートが確認できること）
- (9) 移動販売車等の設備容量（電力、給排水設備）発電機が使用の場合には、その旨を記載。
- (10) 出店レイアウト（車両・看板・テーブル・椅子等の配置及び各面積を記載すること。）ただし、テーブル等の数量については協議すること。
- (11) 直近の国税及び地方税の納税証明書（写し可）
- (12) メニュー等（品目・価格・特徴があれば内容）
- (13) 消防関係書類
 - ① 消火器の製造年がわかる写真
 - ② 店内の火器の周りがわかるような写真
 - ③ 店内全体を見わたせるような写真
- (14) 運転免許証の写し

13 注意事項

この募集に伴うにあたり、次の事項について留意すること。

- (1) 出店許可証を車内または看板等の見やすいところに掲示すること。
- (2) 出店者が使用料等を滞納した場合、公序良俗に反する使用をした場合及びその他美術館が出店を不相当と判断した場合は、出店資格を取り消すことができるものとする。
- (3) 出店者が許可の取消しを受けた場合において、出店者に損害が生じても、美術館は一切その責めを負わないこと。
- (4) 移動販売等の実施に当たり、出店者又は出店者の従業員に損害を生じても、美術館はその責めを負わないこと。
- (5) 本要項に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令（鹿沼市の条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、美術館と出店者の協議の上処理する。
- (6) 熱い飲料等については、ふたが付いたものに限り許可する。
- (7) 車外での調理等は地面を汚損することから厳禁とし、必ず移動販売車等内でおこなうこと。
- (8) 上記に定めがないものであっても、既存施設での販売品目と重複し影響が大きいと思慮されるときや美術館及び美術館周辺の利用者からの臭気（発電機からの排気ガス、騒音を含む。）或いはごみの飛散等の苦情などにより、販売することが適切でないと思慮されるときは、販売の中止を求める場合があること。
- (9) 申請に必要な経費については、申請者の負担となること。
- (10) 出店の許可は、鹿沼市行政財産使用許可申請書を提出していただいた後、美術館から鹿沼市行政財産使用許可書をお送りしますので、出店時にご持参ください。
- (11) 出店は、予約受付順とする。